

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第6号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和41年岩手県規則第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(専修学校の目的の変更認可の申請)</p> <p>第4条の2 法第130条第1項の規定による専修学校の目的の変更についての認可の申請は、別に定める様式による専修学校の目的の変更認可申請書に、<u>省令第11条</u>に規定する書類及び<u>図面</u>のほか、第2条第3号から第7号まで及び第12号に掲げる書類並びに次に掲げる書類を添えてしなければならない。ただし、当該変更が専ら目的に応じた分野を廃止するものである場合は、同条第4号及び第6号に掲げる書類の添付は要しないものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(専修学校の目的の変更認可の申請)</p> <p>第4条の2 法第130条第1項の規定による専修学校の目的の変更についての認可の申請は、別に定める様式による専修学校の目的の変更認可申請書に、<u>省令第5条第2項</u>に規定する書類のほか、第2条第3号から第7号まで及び第12号に掲げる書類並びに次に掲げる書類を添えてしなければならない。ただし、当該変更が専ら目的に応じた分野を廃止するものである場合は、同条第4号及び第6号に掲げる書類の添付は要しないものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
<p>(専修学校の名称等の変更の届出)</p> <p>第9条の2 法第131条の規定による専修学校の名称、位置又は学則の変更についての届出は、事前に、別に定める様式による専修学校の名称等変更届に、<u>省令第5条第2項又は第3項</u>に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>(専修学校の名称等の変更の届出)</p> <p>第9条の2 法第131条の規定による専修学校の名称、位置又は学則の変更についての届出は、事前に、別に定める様式による専修学校の名称等変更届に、<u>省令第5条第2項</u>に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>
<p>(高等学校等の専攻科等の設置の届出)</p> <p>第13条 政令第27条の2第1項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科又は特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置についての届出は、<u>事前に、別に定める様式</u>による高等学校等の専攻科等設置届に、<u>省令第11条</u>に規定する書類及び<u>図面</u>のほか、当該<u>専攻科等</u>に係る第2条第6号及び第7号に掲げる書類を添えてしなければならない。</p>	<p>(専攻科等の設置の届出)</p> <p>第13条 政令第27条の2第1項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科又は特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置についての届出は別に定める様式による高等学校等の専攻科等設置届に、<u>法第131条の規定による専修学校の専攻科の設置についての届出は別に定める様式による専修学校の専攻科設置届に、それぞれ省令第11条</u>に規定する書類及び<u>図面</u>のほか、当該<u>届出</u>に係る第2条第6号、<u>第7号及び第11号</u>に掲げる書類を添えて<u>事前に</u>しなければならない。</p>
<p>(高等学校等の専攻科等の廃止の届出)</p> <p>第14条 政令第27条の2第1項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科又は特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止についての届出は、<u>事前に、別に定める様式</u>による高等学校等の専攻科等廃止届に、<u>省令第15条</u>に規定する書類及び<u>教職員の処置方法を記載した書類</u>を添えてしなければならない。</p>	<p>(専攻科等の廃止の届出)</p> <p>第14条 政令第27条の2第1項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科又は特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止についての届出は別に定める様式による高等学校等の専攻科等廃止届に、<u>法第131条の規定による専修学校の専攻科の廃止についての届出は別に定める様式による専修学校の専攻科廃止届に、それぞれ省令第15条</u>に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて<u>事前に</u>しなければならない。</p>

い。

(1) 教職員の処置方法を記載した書類

(2) 設置者が法人の場合は、廃止に関する理事会及び評議員会の決議録

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。